

新型コロナウイルス感染拡大防止のための富山大学の活動指針（令和３年４月１２日～４月１８日）

令和２年８月４日制定，令和２年９月１日改訂，

○警戒カテゴリー

令和３年２月２日改訂，令和３年３月１６日改訂

カテゴリー	定義
要 注 意	県外において散発的に感染が確認され，今後，感染の拡大のおそれがある場合，又は感染の危険性が大幅に減少した場合。
警 戒	県内において感染拡大のおそれがある場合，又は感染の危険性が減少した場合。
高 度 警 戒	感染の危険性はあるものの，緊急事態宣言対象地域に指定されておらず，国や自治体からの休校要請がない場合。単発の感染者の発生などによる建物や部局レベルの一時的な閉鎖などの場合。
緊 急 事 態	国の緊急事態宣言などにより，国や自治体による一斉休校要請がある場合，キャンパス内の複数部局で感染者の発生もしくはクラスター感染の発生がある場合，など。

○具体的な活動指針

カテゴリー	レベル	教育活動 （講義・演習，実験・実習・実技）	研究活動 （教員，大学院生，学部卒業研究）	事務業務（附属病院を除く。） （事務職員，技術職員）	会 議	課外活動 （学生）	入構制限 （学生・大学院生）
0	0	通 常					
要 注 意	1	感染防止措置の上 ・講義・演習の原則対面授業の実施，状況により，遠隔授業の実施可 ・実験・実習・実技の実施	感染防止措置の上 ・研究活動の継続 ・セミナー等の実施	感染防止措置の上 ・通常どおりの勤務	感染防止措置の上 ・対面会議 ・必要に応じてテレビ会議等へ移行	・感染防止措置の上実施	・感染防止に留意して，入構可
警 戒	2	感染防止措置の上 ・講義・演習の実施（状況により，複数教室を使用して同時配信する，学生を２つに分けて隔週で実施するなどの措置） ・実験・実習・実技の実施 ・遠隔授業の実施可	感染防止措置の上 ・研究活動の継続 ・50人以上が集まるセミナー等については自粛	・時差出勤の推奨	感染防止措置の上 ・テレビ会議等 ・陪席者の縮小	・大学キャンパス内外における屋内での活動を原則禁止とするが，活動状態に応じて感染防止措置の上，一部の活動を許可（必要最小限の時間）	・感染防止に留意して講義・演習・実験・実習・実技，研究及び許可を受けた課外活動のための入構可
高度警戒	3	感染防止措置の上 ・講義・演習の対面授業の停止（遠隔授業のみ） ・実験・実習・実技の実施（人数を限定の上）	・最小限の研究活動の継続 ・原則在宅での研究活動 ・継続中の実験・研究資源の維持などのため必要な教員以外は入構自粛	・職員の半数以上，在宅勤務	感染防止措置の上 ・テレビ会議等 ・陪席者は最小限	・全面活動停止	・感染防止に留意して実験・実習・実技のための入構可 ただし，大学滞在は最短時間とする。
緊急事態	4	・遠隔授業のみ実施	・原則，教員の入構禁止 ・在宅での研究活動，ただし安全確保，研究継続のための必須な資産（生物・精密機器等）などの維持のための最低限の教員及び関連職員のみ入構可	・職員の７割から８割以上，在宅勤務	感染防止措置の上 ・テレビ会議等 ※個人情報保護，守秘義務の観点からオンラインによる実施が適当でない場合は，学長が特に認めた場合に限り対面会議を可とする。	・全面活動停止	・学生，大学院生は，原則，入構禁止
	5	全 面 活 動 停 止（学生は学則第５０条第３項による休業）（大学機能維持のために必要な職員のみ出勤。その他は休日。）					

※国の緊急事態宣言や富山県の緊急事態措置等が発出されれば，それらを踏まえて活動レベルを決定するものとする。

※附属病院に勤務する教職員（事務部門を含む。）は，診療活動及び地域医療活動に関してこの活動指針の適用を受けない。

※学内において感染が確認された場合，その状況に応じて休業措置（全学・キャンパス・部局）等を判断する。

※教育活動における期末試験（試験期間中の補講を含む。）の取扱いについては別に定める。

本活動指針の運用について

- （１）富山県内の感染状況が、「国内における移動制限に関する基準について」の指標の「２．５人以上」を満たす場合に『活動指針（レベル２）』とする。
- （２）富山県内の感染状況が、「国内における移動制限に関する基準について」の指標の「７．０人以上」を満たす場合に『活動指針（レベル３）』とする。
- （３）レベルの適用にあたっては，レベルが上がる場合は速やかに適用することとし，レベルが下がる場合は慎重に判断し適用する（概ね１週間程度の状況確認）こととする。

参照「国内における移動制限に関する基準について」

指標・・・１週間の人口１０万人当たりの新型コロナウイルス感染者数が「２．５人以上」となると「警戒地域」とし，「７．０人以上」となると「高度警戒地域」とする。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための富山大学の活動指針について

新型コロナウイルス感染症に係る富山大学の教育，研究等に関する活動指針を定め，大学構成員が状況に応じて，適切かつ柔軟に活動する目安を示しました。

直近１週間の富山県内感染者数により，４月１２日（月）～４月１８日（日）は，警戒カテゴリー（警戒）及びレベル（２）となります。

構成員が本活動指針を参考にそれぞれの部局において自律的に行動をするようお願いいたします。

本活動指針は二つの部分で構成されています。

一つは，大学全体の状況を示すカテゴリーです。富山大学の危機対応状況を総括的に示すもので，４つのカテゴリーに分けてあります。カテゴリー（要注意），カテゴリー（警戒），カテゴリー（高度警戒），カテゴリー（緊急事態）とし，構成員に注意喚起を促します。

また，具体的な活動指針（レベル）については，他大学の活動基準を参考にこれまで本学で対応したものを加え作成したものです。

これには，教育活動（講義・演習・実験・実習・実技），研究活動（教員，大学院生，学部卒業研究），事務業務（附属病院を除く。）（事務職員，技術職員），会議，課外活動（学生），入構制限（学生，大学院生）が含まれます。

なお，本活動指針は，附属病院の診療活動及び地域医療活動を除く富山大学全学に適用します。事態は急速に動くこともありますので，警戒カテゴリー，レベルは変わります。必ずホームページ等で確認をお願いします。